

泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画 景観形成基準チェックリスト

区分	景観形成基準	✓
模様替え 建築物（新築・増築・改築若しくは移転・外観を変更するもの）となる修繕若しくは	位置と規模 ■周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣合いよく配置すること。	
	形態及び意匠 ■周辺の景観との調和するような形態・意匠となるよう配慮すること。	
	素材 ■素材は周辺の景観と調和するものとする。そうした素材を用いることができない場合は、緑化等で周辺の景観と調和を図れるよう配慮すること。	
	色彩 ■できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観に調和した色彩とするよう配慮すること。	
	屋外・屋上に設ける施設 ■公共空間から目立たない位置に設けるか、落ち着いた色彩を基調とし、建物本体及び周辺との調和を図ること。	
	緑化 ■地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努めること。	
その他 ■建築物を撤去した跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。		
工作物（新築・増築・改築若しくは移転）	位置及び規模 ■周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して、位置及び規模・高さ等、周辺の景観に配慮すること。	
	形態及び意匠 ■周辺の家並みや背景となる自然環境と調和のとれた形態意匠となるよう配慮すること。	
	素材 ■外装に使用する素材は、できる限り経年劣化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺景観と調和するように配慮すること。	
	色彩 ■周辺の景観と調和するよう落ち着いた色彩とするよう配慮すること。	
	植栽 ■周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
	門・塀・垣・柵の構造等 ■建築物と調和するように形態や色彩を工夫し、周辺の景観になじむように配慮すること。	
その他 ■石垣や生け垣が現存する場合は、できるかぎり保全されるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、周囲の景観になじむものとなるよう配慮すること。		
その他 ■屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさないこと。 ■自動販売機等の内蔵光源は明るすぎないようにすること。		

開発行為	<p>■開発行為は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢が著しく変更されるものでないように努めること。</p>	
	<p>■行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観となじむよう配慮すること。</p>	
土地の区画形質の変更	<p>■できる限り現況の地形を活かすように配慮すること。</p>	
	<p>■新たな法面が生じる場合には、周辺の景観と調和するよう配慮すること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には必要最小限のものとし、素材や色彩等に工夫をするなど、周辺景観との調和に配慮すること。</p>	
木竹の伐採又は植栽	<p>■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し検討すること。</p>	
	<p>■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講ずること。</p>	
	<p>■植栽の場合は地域に元来ある樹種を用いるよう配慮すること。</p>	
屋外における物の集積	<p>■整然とした物の集積または貯蔵により、周辺の景観との不調和が生じないように配慮すること。</p>	
	<p>■道路などの公共空間に接する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積するよう配慮すること。それによりがたい場合は、敷地外周部などに植栽等の修景措置について配慮すること。</p>	
屋外広告物	<p>■主要な視点場からの眺望を遮らないよう配慮すること。</p>	
	<p>■建築物や周辺の町並みとの調和に配慮し、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。</p>	
水面の埋め立て	<p>■護岸等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。</p>	